

# 道路占用許可申請手続き

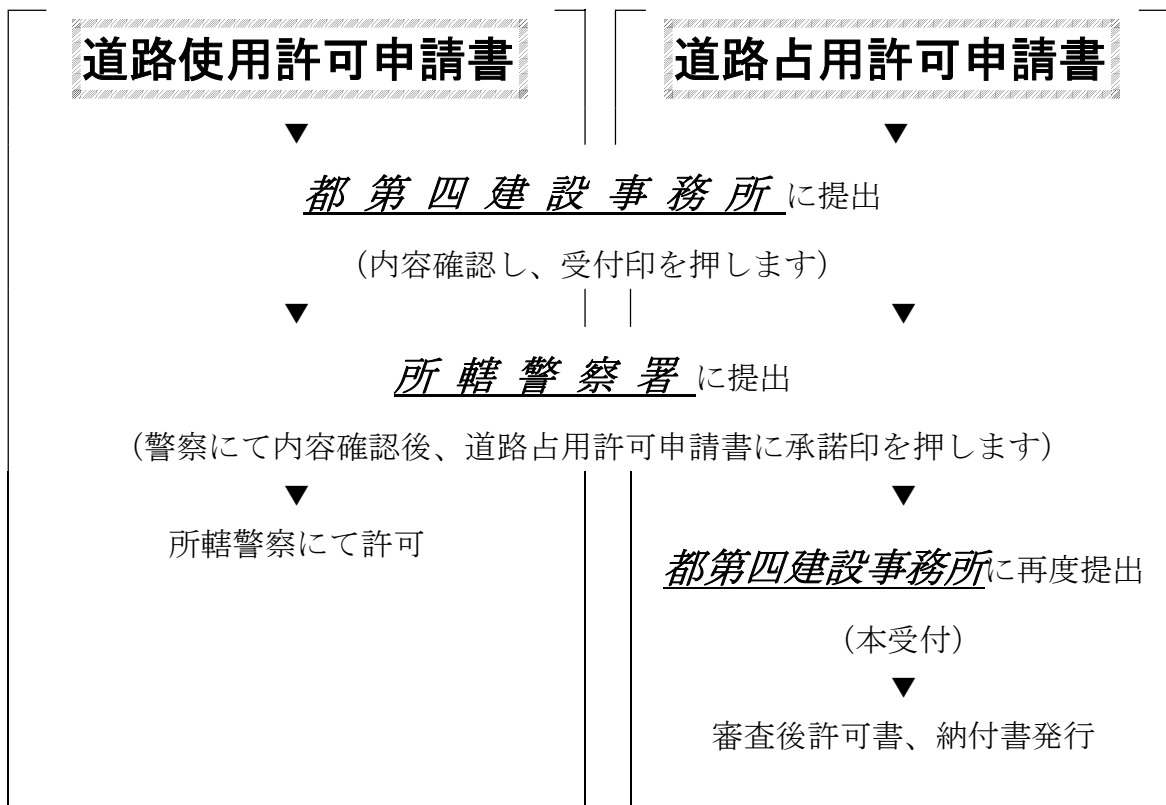
(工事用足場・仮囲い・落下物防護用施設)

## ★ 申請手続き

足場等を路上に設置するためには、道路管理者（各建設事務所）の道路占用許可と交通管理者（所轄警察署）の道路使用許可が必要になります。

どちらの許可もそれぞれの管理者の協議（同意）が必要となります。手続きの流れは下記のようになります。

※東京都第四建設事務所の管轄区域外の道路占用については、必ず管轄区域の建設事務所 の指示に従って下さい（四建管轄区域：裏面参照）。



※道路占用許可の標準処理期間は、閉庁日を除き18日間です。

<提出書類・提出先については裏面参照

# 許可基準及び留意点

1. 事前の申請であること。
2. 道路占用がやむを得ないと認められること(敷地に余裕がない)。
3. 占用の出幅等は許可基準内(下記参照)で、かつ必要最小限であること  
(道路事情等により許可できないことがあります)
4. 仮囲いに設置する扉は、外開きにしないこと。
5. 仮囲いには、法令等で定められているもの以外は掲示しないこと。
6. 占用目的外には使用しないこと。
7. 許可条件を守ること。
8. 標識及び街路灯、側溝、雨水枴、点字ブロックなどの機能を妨げないこと。
9. 消火栓、マンホールなどの位置を明示し、操作を可能にすること。
10. 仮囲い又は足場の周辺は、交通の支障とならないようにすること。

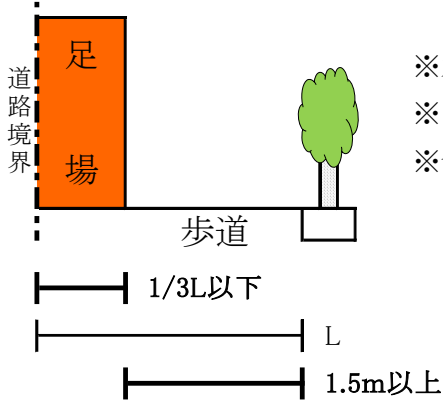
▼東京都では「人にやさしいまちづくり」に努めています！

※歩道の占用にあたり、歩行者の通行を確保するため、特に以下の点に留意すること。

- 切り下げがある場合、切り下げを除いた歩道の平坦部を1.5m確保すること。
- 点字ブロックの機能を阻害することのないよう、足場など占用物件が点字ブロックにかかることのないように、30~60cm以上、離して設置すること。

# <足場>

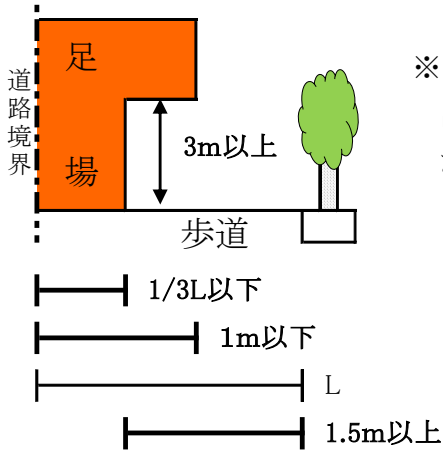
**【歩道上】** 出幅一路端から1m以下で有効幅員の3分の1以下



※ガードレール、植樹帯等がある場合は、その内側から3分の1以下(最大1m)。

※占用物件を除いた幅員は、1.5m以上確保すること。

※切下げがある場合は、平坦な部分で幅員1.5m確保すること。

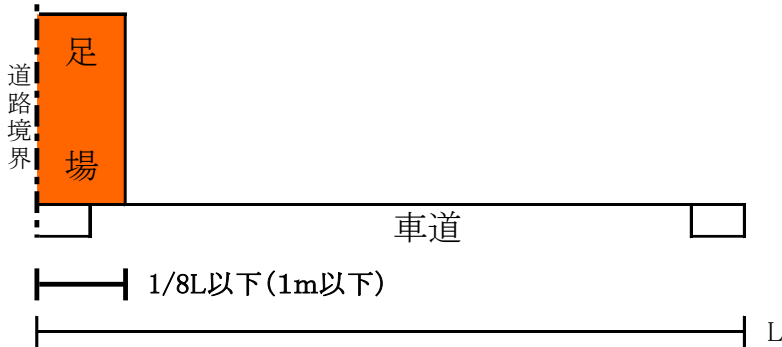


※1/3Lが1m以下又は上記が満たせずどうしても

出幅1mが必要な時、左図のとおり掛け出足場可。

ただし、掛け出足場の下端は路面から高さ3m以上確保すること。

**【車道上】** 出幅一路端から1m以下で有効幅員の8分の1以下



※1/8Lが1m以下又はどうしても出幅1mが必要な場合、

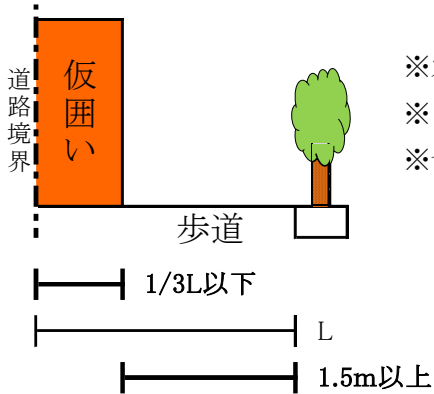
左図のとおり掛け出足場可。

ただし、掛け出足場の下端は路面から高さ4.5m以上確保すること。



# <仮囲い>

【歩道上】 出幅一路端から1m以下で有効幅員の3分の1以下

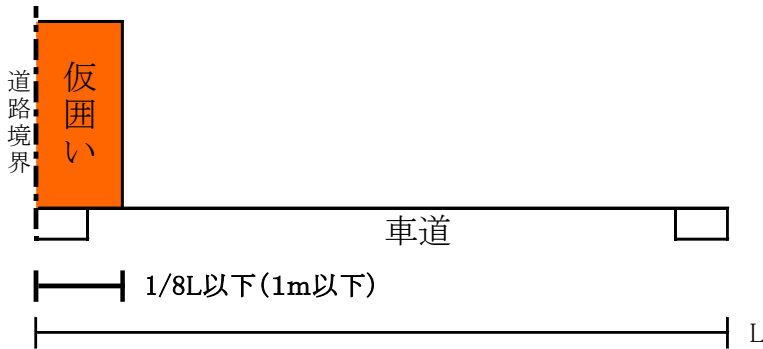


※ガードレール、植樹帯等がある場合は、その内側から3分の1以下(最大1m)。

※占用物件を除いた幅員は、1.5m以上確保すること。

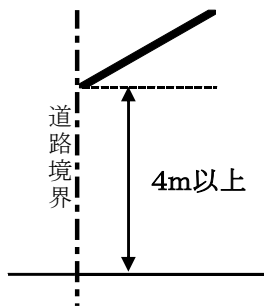
※切下げがある場合は、平坦な部分で幅員1.5m確保すること。

【車道上】 出幅一路端から1m以下で有効幅員の8分の1以下



# <落下物防護用施設>

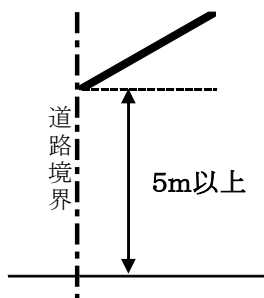
【歩道上】 出幅一危険防止に必要な範囲



※原則として、車道上にかからないこと。

※路面からの高さは4m以上確保すること。

【車道上】 出幅一危険防止に必要な範囲



※路面からの高さは5m以上確保すること。

## ★ 提出書類(道路占用申請)

- 道路占用許可申請書（東京都様式・4枚つづり） 1部
- 占用場所の案内図 3部
- 占用物件の平面図、側面図、正面図及び写真 3部（+2部）  
警察提出分
- ＜図面に明記するもの＞
- ・ 占用物件の寸法、材料及び構造
  - ・ 道路幅員、歩道幅員、道路境界、隣地境界
  - ・ ガードレール、植樹帯及び電柱等道路上にあるもの（含 寸法、位置）
  - ・ 切り下げがある場合は、その位置と寸法（傾斜部分を明記のこと）
- ＜写真撮影＞
- ・ 占用箇所の有効幅員等が確認できる写真
- 承諾書（下記の場合のみ） 3部（1部原本・2部写）
- ・ 隣地境界をこえて（上空含む）設置する場合 【隣地所有者の承諾】
  - ・ 私道の出入り口にかかって設置する場合 【私道関係者の承諾】
  - ・ カラー舗装の道路に設置する場合 【商店街等の承諾】
  - ・ 道路の中心線をこえて危険防止を設置する場合 【反対側の所有者の承諾】

**※道路占用許可申請の際には、必ず道路使用許可申請書**

**(2部) も持参して下さい。**

## ★ 提出先

### 東京都第四建設事務所管理課占用担当

東京都豊島区南大塚2-36-2（JR大塚駅南口下車徒歩5分）

電話 03（5978）1710（直通） 内線281～283

【都第四建設事務所管轄区域】

豊島・板橋・練馬区の全都道

**※ 都第四建設事務所管轄以外の場所の道路占用については、各道路管理者にお問い合わせ下さい。**

#### 参考

＜占用料金＞1年間1㎡あたり（令和6年4月1日現在）

▼豊島区内 ￥57,000.-

▼板橋区・練馬区内 ￥23,000.-

※占用料金は月割となります。